

第1章

基本方針改定の経緯と 基本方針を定める目的



1 基本方針改定の経緯

府中市では、平成26年度に府中市市民協働の推進に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を策定するとともに、「市民協働都市」を宣言し、市民（個人）、自治会・町内会、文化センター圏域コミュニティ協議会¹（以下「コミュニティ協議会」といいます。）、自治会連合会、NPO²・ボランティア団体、教育機関、事業者、市が相互に連携・協力し、主体的にまちづくりに参画する、市民協働によるまちづくりを進めてきました。

平成29年度には府中駅前市民活動・協働の拠点施設として、市民活動センター「プラッツ」（以下「プラッツ」といいます。）を開設し、協働に関する情報提供、普及啓発、担い手の育成及び相互交流等に努めてきました。その結果、令和3年3月現在、プラッツに登録する市民活動団体は400団体を超え、市内には地域課題の解決に寄与する様々な活動が生まれ始めています。


市民協働都市を宣言してから、これまでの8年間で、協働についての普及・啓発、推進のための計画策定、組織づくりなどの基盤整備に努めてきた結果、従来から文化センターを拠点として、人と人との絆を大切にして活動してきた自治会・町内会やコミュニティ協議会などが行っている地域清掃や助け合い活動も「協働」であり、実は誰にとっても協働が身近に存在するという理解が広がりつつあります。

しかし、毎年市が実施している市政世論調査の結果では、「協働について知っている」と回答した市民の割合は57.1パーセントであり、もっと多くの市民に知ってもらうためには、イベントや広報、SNS³などを通じ、協働が身近に感じられるよう発信方法を工夫していく必要があります。

併せて、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、子どもたちの体験活動の減少や、高齢者の運動能力の減退など、新たな地域課題も生じており、行政を含め、単独の主体のみで地域課題を迅速に解決することが難しくなっています。今こそ、協働により地域課題が解決できるか否かで、自治体の真価が問われる時代であると考えられます。

市民（個人）、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者など、個々の主体は高いスキルを持って活動しています。それらの力が有機的に結びつくことで、より迅速かつ効果的に課題解決に近づくことができます。また、教育機関や事業者においても、SDGs⁴に関連した取組を通して、地域課題の解決に積極的に関わる動きが広がっています。

そのため、改定後の基本方針においては、協働の主体と主体をつなぐ中間支援組織や、コーディネーターの育成に力を入れるとともに、プラッツを拠点にしている主体と、文化センターを拠点にしている主体、さらには、教育機関や事業者な



ど、今まで協働していなかった主体同士をつなぐ活動にも力を入れていきます。

第7次府中市総合計画の始期である令和4年度からの8年間で、地域に協働事業があふれ、誰もが当たり前協働事業に参画する府中市の実現を目指します。

2 基本方針を定める目的

市民(個人)、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者、市などの各主体同士が協働して地域課題を解決し、誰にとっても心ゆたかに暮らせるまちの実現に寄与することができるよう、協働関係を築く上での基本的な事項を定めることを目的とします。

